

平成 25 年度

テニュアトラック普及・定着事業
公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 25 年 4 月

< 目 次 >

| | |
|--|----|
| 用語の説明 | 3 |
| 1. 事業の目的 | 4 |
| 2. 事業の概要 | 4 |
| A. 機関選抜型 | 4 |
| (1) 対象機関 | |
| (2) 申請者 | |
| (3) 申請の単位 | |
| (4) 対象とする分野 | |
| (5) 支援者数 | |
| (6) 補助事業期間 | |
| (7) 申請対象となる取組 | |
| (8) 補助対象となるテニュアトラック制 | |
| (9) 補助対象となる経費 | |
| (10) テニュアトラック教員の研究支援のために雇用する若手の博士研究員に対するキャリア支援 | |
| (11) リサーチ・アシスタント（RA）雇用による経済支援 | |
| (12) 重複申請の制限 | |
| (13) 審査方法 | |
| (14) 取組の実施 | |
| (15) 申請方法 | |
| (16) スケジュール | |
| B. 個人選抜型（機関推薦） | 13 |
| 3. 留意事項 | 14 |
| 4. 問い合わせ先 | 19 |

用語の説明

本事業に関する用語の定義、意味は以下のとおりとします。

「テニュアトラック制」

公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み。

「テニュアトラック教員」

テニュアトラック制の下に採用され、トラック期間にある教員又は研究員。

「テニュアトラック普及・定着事業委員会」

有識者から構成し、本事業について、①申請された取組の審査、②中間評価・事後評価等を行うため、（独）科学技術振興機構に設置するもの。

「テニュアポスト」

機関において、任期の定めがない職、又は、任期の定めがあっても再任回数に限りがない常勤の職。

ただし、機関が公表する規程等に基づき、教授相当職の全員に再任回数に限りのある任期制を適用している部局等については、再任回数に限りのある任期付ポストもテニュアポストとみなすことができます。

「部局等」

本事業における「部局等」とは、機関における教員・研究者の人事行為（採用・昇任等）において、事実上の裁量を有するユニットであり、一定数の人員に対して組織的に計画性のあるテニュアトラック制の普及・定着を図ることができる単位を想定しています。

具体的には、学部、研究科、研究所、センターだけではなく、その下部組織のユニットである専攻、コース等もこれに該当します。

「メンター」

テニュアトラック教員がトラック期間中に自立して研究することができるよう、研究室運営のノウハウを修得させ、また自ら筆頭研究者として外部資金を獲得できるようにするために広範囲な助言等の支援を行う経験や知識のある教員・研究員等。

ただし、メンターが、テニュアトラック教員の研究テーマや研究方法に関する支援を行う場合には、複数のメンターを配置する等テニュアトラック教員の研究活動の自立性を損なうことがないように注意する必要があります。

1. 事業の目的

優れた研究成果を上げた研究者の多くは、若い時期にその成果の基礎となる研究を行っています。しかし、我が国の若手研究者の多くは研究員や助教等の立場にあり、自立して活躍できる環境が十分に整備されていない状況にあります。また近年、大学や独法研究機関の基盤的経費及び総人件費の削減等が進められた影響などにより、若手研究者の割合が減少する傾向もあって、若手研究者は将来展望を描きにくくなっています。

このため、優れた研究者を国内外から確保して養成するためには、自立して研究できる環境を与えることや、キャリアパスを見通すことができるように、任期終了後のポストを確保しておく仕組みが求められています。

文部科学省では、平成18年度から旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」事業として、アメリカ等で定着しているテニュアトラック制を大学等へ導入するモデル事業を進めてきました。この結果、様々な形のテニュアトラック制の試みが各大学で行われました。平成23年度からは、モデル事業の成果等を踏まえ、「テニュアトラック普及・定着事業」を開始し、補助対象となるテニュアトラック制の要件を新しく定めています。

本事業では、若手研究者が自立して研究することができる環境を整備するとともに、テニュアトラック制という公正で透明性の高い人事制度を構築し、研究リーダーとなる教員・研究者へと育成するため、テニュアトラック制を実施する大学等に対して、テニュアトラック教員の研究費等を支援することによって、テニュアトラック制の普及・定着を図ることを目的とします。

なお、テニュアトラック制については、第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定)においても、「国は、テニュアトラック制の普及、定着を進める大学への支援を充実する。これにより、各大学が、その目的や特性に応じて、テニュアトラック制の導入を進めることにより、テニュアトラック制の教員の割合を、全大学の自然科学系の若手新規採用教員数の3割相当とすることを目指す。」とされています。

2. 事業の概要

本事業は、「機関選抜型」によるテニュアトラック教員へのスタートアップに要する研究費等の支援及び「個人選抜型」により選抜した特に優秀なテニュアトラック教員への人件費と研究費を上乗せして支援するものです。

A. 機関選抜型

(1) 対象機関

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関
- ・ 独立行政法人

(2) 申請者

本事業への申請者は機関の長とします。

(3) 申請の単位

テニュアトラック制に取り組む単位は部局等とします。なお、機関内の複数の部局等が申請を行う場合は機関内で調整を行った上で、取りまとめて申請してください。

※機関において取りまとめて申請する際に、部局等の数に上限はありません。

(4) 対象とする分野

自然科学全般及び人文・社会科学を対象とします。

(5) 支援者数

本補助金によって支援を開始するテニュアトラック教員は 55 人程度を予定していません。

(6) 補助事業期間

申請した(3)の部局等が補助対象となるのは、原則として5年間とします(平成29年度まで)。ただし、1人のテニュアトラック教員に対する支援はスタートアップに必要な研究費を支援する観点から、採用年度とその次年度の2年度とします。

(※別紙1を参照)

(7) 申請対象となる取組

部局等において、テニュアトラック制を実施し、採用されたテニュアトラック教員の自立した研究活動を促進するための諸環境を整備するとともに研究リーダーとなる教員・研究者へと育成する取組とします。

(8) 補助対象となるテニュアトラック制

テニュアトラック制として補助対象となるのは、以下の要件<1>及び<2>を満たしていること、又は<1>及び<2>の要件を満たすことが予定されていることが必要です。

＜1＞テニユアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件

- ①博士号取得後10年以内又は同等程度の研究経歴^{※1}を有する若手研究者^{※2}であること。
- ②一定の任期（5年間のトラック期間を規準とする）を付して雇用すること。
- ③平成24年4月1日以降に、テニユアトラック教員として雇用されている、あるいは雇用予定の若手研究者（助教相当以上）であること。
- ④国際公募^{※3}を実施し、公正で透明性の高い選考方法を採用していること。
- ⑤任期終了後のテニユアポストが用意されていること（テニユアポストは昇任が必須要件ではありません（但し、テニユアポストが助教の場合には、研究主宰者（Principal Investigator;PI）として自立した研究環境が整備されていることなどが必須要件。＜2＞①を参照。））。

※¹博士課程に標準年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）で、退学後10年以内の研究者。

※²40歳未満とします。但し、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満とします。

※³本事業における国際公募とは、ホームページ等において英文で公募を行うこととします。

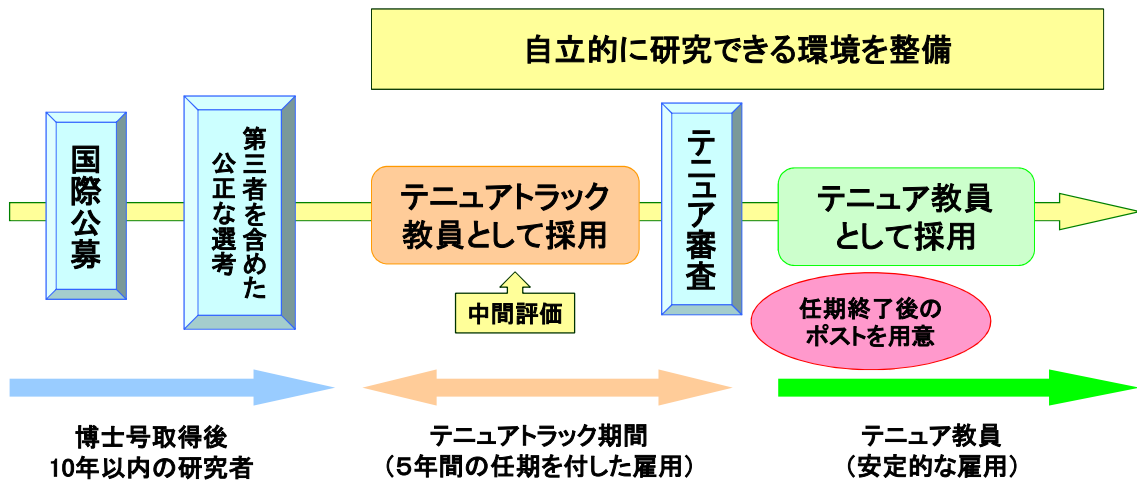
＜2＞テニユアトラック教員の研究環境に関する要件

- ①研究主宰者（Principal Investigator;PI）として、自立した研究活動が出来る環境（例：研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、主任指導教員としての大学院生の研究室への配属等）を整備すること。
- ②テニユアトラック教員の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち研究活動に関するエフォートが60%以上であること（60%以上の範囲内で実施機関の特性に応じて70%や80%も設定可能とする）。

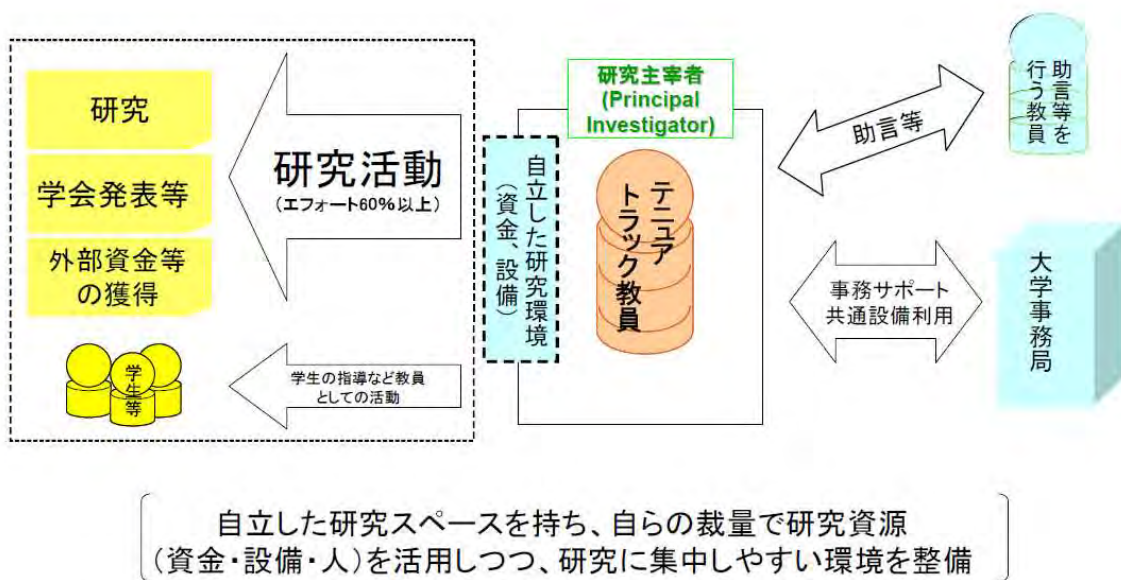
【注意】

- ① 申請機関に現に雇用されている者であっても、上記要件を満たしていれば、テニユアトラック教員として本事業の支援対象となります。
なお、平成24年度の公募から「自機関出身者比率が高くなりすぎない(50%以下が望ましい)」から「他機関未経験者比率が高くなりすぎない(50%以下が望ましい)」に改めておりますのでご注意ください。
- ② テニユアトラック教員に関する学内規定等を準備中であっても、テニユアトラック製の制度設計、育成方針の理念等テニユアトラック製の趣旨を取り入れた取組内容があれば申請可能です。

< 1 > テニユアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件



< 2 > テニユアトラック教員の研究環境に関する要件



(9) 補助対象となる経費

- ・ 申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から補助金として実施機関に交付します。
- ・ 1機関当たりの補助金は、以下の区分の合計額とします。ただし、平成26年度以降の補助金額については財政事情により減額する場合があります。

① テニユアトラック教員の研究費

テニユアトラック教員のスタートアップに要する研究費として、1人当たり、採用1年度目は900万円（採用2年度目は600万円を目安）を上限とします。

② テニュアトラック制実施のための経費

テニュアトラック制を全学に定着させるための支援体制の構築の他、学内普及啓発、テニュアトラック教員の公募、審査、育成等テニュアトラック制の実施のための経費として以下の合計額とします。

- a) テニュアトラック教員の採用数に応じて、採用後2年度に限り1人当たり120万円／年度を上限。
- b) テニュアトラック教員の採用者数にかかわらず、機関毎に補助事業期間の各年度において、500万円程度（選定された機関数により増減する場合があります。）を上限。なお、平成24年度以前に選定され本経費が交付されている場合には、平成25年度に別途選定された場合でも、重複して交付することはできません。（※別紙2を参照）
- c) テニュアトラック教員を支援等する担当教員の雇用等経費

テニュアトラック教員を5人以上雇用する大学等の本部が行う、テニュアトラック教員が研究に専念できるよう集約的に支援する業務について、これに従事し、若手研究者間交流の調整や学内普及啓発活動を行う担当教員（准教授相当）の雇用経費は800万円程度を上限とします（テニュアトラック教員を支援等する業務に係るものであれば、本経費の用途は教員の雇用経費に限定しません）。

- ・補助金として使用できる経費の種類は、原則として別表1、2に示すものとします。
- ・経費を算定する際は、補助事業期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模で算定してください。

(10) テニュアトラック教員の研究支援のために雇用する若手の博士研究員に対するキャリア支援

- ① 本事業において、若手の博士研究員とは、以下の(a)(b)に該当する者をいいます。
 - (a)本事業において、テニュアトラック教員の研究支援のために、本事業費を財源として雇用する者
 - (b)大学や企業等における安定的な職に就くまでの任期付きの研究職にある者で、40歳未満の博士号取得者（博士課程に標準年限以上在学し、所定の単位を取得の上退学した者（いわゆる満期退学者）を含む。）
- ② 本事業は、テニュアトラック教員の育成だけではなく、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元する意義を有しています。このため、本事業により雇用された若手の博士研究員が任期終了後に、大学等の公的研究機関の研究者はもとより、企業等で活躍する人材となるよう、実施機関及び部局等は、キャリア支援のための活動計画（取組例は下記を参照）を作成し、申請書に記入してください。なお、「ポストドクター・キャリア開発事業」の平成24年度選定大学、「ポストドクター・インターンシップ推進事業」の平成23年度選定大学、

旧科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成」の平成 21～22 年度採択大学は、当該事業における実施責任者と連携を図って計画を作成してください。

〈取組例〉

- ・企業と協働して行う、若手の博士研究員向けの講義・セミナー、長期インターンシップ等の機会の提供
 - ・企業と若手の博士研究員との交流会等によるマッチング、カウンセリングの実施や、OB や共同研究先など、企業の情報・人脈の提供
 - ・異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨
- ③ 本事業では、若手の博士研究員の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方にに基づき、②の申請書に記載したキャリア支援活動計画の一部を、若手の博士研究員の研究エフォートの中に含めることができますので、人件費として支出することが可能です。ただし、研究エフォートの中に含めることができるのは、本事業を財源とする全仕事を 100%とした場合の 30%を上限とします。
- ④ 実施機関は、テニュアトラック教員に対して、若手の博士研究員と任期終了後のキャリアパスについて意思疎通を図ることや、企業への就職を含めた多様なキャリアパスに挑戦できるよう、②の申請書に記載したキャリア支援活動計画に基づき行われる活動への参加に配慮することを周知してください。
- ⑤ 上記②の申請書に記載したキャリア支援活動計画の実施状況や、本事業により雇用された若手の博士研究員の進路状況は、取組実施 3 年度目の中間評価、取組終了後の翌年度に実施する事後評価の対象になります。

(11) リサーチ・アシスタント（RA）雇用による経済支援

第 4 期科学技術基本計画において、国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、RA などの給付型の経済支援の充実を図り、博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指すこととされています。このことを踏まえ、本事業において、テニュアトラック教員が、博士課程（後期）学生を RA として雇用する場合には、博士課程（後期）学生の経済的負担を軽減する観点から、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、実際の労働時間に見合った適切な対価設定となるようにしてください。

(12) 重複申請の制限

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されているテニュアトラック教員については、本事業の補助対象者として申請することは認めないものとします。

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」の支援の下にテニュアトラック制を実施している部局等であっても、機関や部局等の自主的経費によりテニュアトラック教員の人件費及び研究費を措置している場合は、当該テニュアトラック教員に限り本事業の申請は認められます。

(13) 審査方法

本補助金交付先の選定のための審査は、(独)科学技術振興機構(JST)*に設置される「テニュアトラック普及・定着事業委員会(以下「事業委員会」という。)」において行います。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行います(審査方法の概要は、「平成25年度テニュアトラック普及・定着事業『A. 機関選抜型』の審査要領」を参照してください。)

選定する機関及び部局等は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

*本事業に関する事務処理業務の一部をJSTに委託しています。

(14) 取組の実施

- ① 選定された取組の実施機関は、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を作成し、(独)科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- ② 補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- ③ 実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、(独)科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。また、実施に際し、文部科学省及び科学技術システム改革事業プログラム主管(プログラムオフィサー)が、現地調査の実施などにより進捗状況を把握します。
- ④ 実施機関は、取組実施3年度目及び取組終了時、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、(独)科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。
- ⑤ 成果報告書等を基に、事業委員会において、取組実施3年度目に、各大学等におけるテニュアトラック制の実施状況について、テニュアトラック教員への聞き取り調査等による中間評価、取組終了年度の翌年度に事後評価を実施します。評価は、書面及び必要に応じてヒアリングを行うこととします。なお、中間評価の結果によっては、文部科学省より機関に対して改善策の提出を求め、更に補助金の減額や打ち切りを行うことがあります。

(15) 申請方法

本事業の申請に係る書類の提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて行います。

① 申請方法

e-Radの利用に当たっては、e-Radにおける研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が事前に必要です。登録方法については下記のe-RadポータルサイトのURLにアクセスし、利用規約などの内容を参照して確認してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

申請に当たっては、①e-Radを用いたWeb上での申請情報の入力、②e-Radを用いた電子媒体の様式のアップロードが必要です（e-Radにてアップロードできる電子媒体は、1ファイルで最大容量は3MBです）。

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

URL : <http://www.e-rad.go.jp/>

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請に当たっての操作マニュアル

URL : <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

② 申請期間

平成25年4月10日（水）～5月20日（月）15:00 ※厳守

③ 個人情報の取扱い

e-Radに入力する個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含みます）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ情報提供することがあります。

④ その他

- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った事業推進担当者について、一定期間本事業への参加を制限します。
- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してくだ

さい。

- ・ 選定された機関に対しては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・ 選定された機関及び部局等については、ホームページ等により公表します。

(16) スケジュール

- ・ 公 募 開 始 : 平成25年4月10日(水)
- ・ 公 募 締 切 り : 平成25年5月20日(月)
- ・ 審 査 : 平成25年5月下旬～7月上旬
- ・ 選定結果の通知 : 平成25年7月中旬
- ・ 交 付 申 請 等 : 平成25年8月頃
- ・ 交 付 決 定 : 平成25年9月頃

B. 個人選抜型（機関推薦）

※以下1.、2.（1）～（9）のほか、申請書類等の詳細な公募情報については、「A. 機関選抜型」の選定機関決定後に選定機関に対して提示するとともに、ホームページに掲載する予定です。

1. 「B. 個人選抜型」の目的

個人選抜型は、テニュアトラック教員の中から、特に優秀な若手研究者を選抜し、研究資金や人件費等を上乘せ支援することによって、大学等の研究機関が、優秀な若手研究者をテニュアトラック教員として採用し、さらに優れた研究成果を生み出す将来の研究リーダーとして育成することを促進するものです。この個人選抜型の支援により、テニュアトラック制が優秀な若手研究者のキャリアパスの一つとして普及・定着することを目的としています。

2. 「B. 個人選抜型」の概要

「機関選抜型」に選定された機関において、採用されているテニュアトラック教員の中から、特に優秀なテニュアトラック教員を選抜し、人件費及び研究費としても使用可能な資金を上乘せして支援するものです。

（1）対象機関

平成 24 年度及び平成 25 年度において「A. 機関選抜型」で選定された機関

（2）補助対象となるテニュアトラック教員の人数

本事業の「A. 機関選抜型」に選定された機関で平成 24 年度以降に採用されたテニュアトラック教員のうち、選定機関の長が推薦する者 30 人程度。

※注 一機関当たりの推薦人数の上限はありません。

（3）推薦対象者

平成 24 年度以降に採用されている又は採用予定のテニュアトラック教員であり、平成 25 年度の個人選抜型の公募の時点で、テニュアトラック教員が特定されており、平成 25 年度内に研究開始が可能である教員を対象とします。

なお、平成 23 年度以前に採用されたテニュアトラック教員は対象とはなりません。

（4）補助事業期間

原則として 5 年間（平成 29 年度まで）

（5）補助対象となる経費

- ・文部科学省から補助金として選考されたテニュアトラック教員が所属する機関に交付します。ただし、平成 26 年度以降の補助金額については、財政事情により減額する場合があります。
- ・テニュアトラック教員 1 人当たり、研究費又は人件費に充当できる費用として 1,400 万円／年度を上限として、機関に対して交付します。
- ・補助対象経費において使用できる経費の種類は、原則として別表-1 に示すものとなります。
- ・当該テニュアトラック教員が申請機関のテニュアポストに移行した場合には、補助対象にはなりません。

(6) 重複申請の制限

旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択され、当該補助金により人件費又は研究費を補助されているテニュアトラック教員の推薦は認めないものとします。

(7) 選考方法

- ・補助対象者の選考は、(独)科学技術振興機構に設置される選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、書類選考により選考予定対象者を決定し、必要に応じて、面接選考を行います。
- ・補助対象者は、選考委員会の選考結果を踏まえ、文部科学省が決定します。

(8) 選考基準

- ①我が国の科学技術の将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること。
- ②優れた研究能力を有するとともに、研究業績が優れていること。
- ③独創的な研究を推進しており、将来の発展が期待できること。
- ④学生等の教育に熱意を有すること。

(9) 申請方法・推薦受付期間

「A. 機関選抜型」の選定機関に対して申請書類・推薦受付期間等を提示します(推薦受付の締切りは平成 25 年 8 月中を予定)。

(10) 選考結果の通知

選考結果は、平成 25 年 10 月頃(予定)に機関に通知します。

3. 留意事項

(1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づく措置

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成25年5月20日（月）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省HPをご覧ください。

【HPアドレス】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注 平成24年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。その場合は、申請書類とともに事務連絡として、チェックリストを提出済みである旨記載し提出してください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、補助金を交付しないことがあります。

(3) 研究費の不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む競争的資金の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規取組の申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

| 不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者 | 不正使用の程度 | | 応募制限期間 ^{※3} (補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4}) |
|---|---------------------|--------------------------------|---|
| 1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | (1) 個人の利益を得るための私的流用 | | 10年 |
| | (2) (1)以外 | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| 2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | | | 5年 |
| 3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 | | | 不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て) |

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

(4) 研究活動の不正行為に関する措置

実施取組での研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用（以下「不正行為」という。））への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）」に準じ、以下のとおりとします。

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還

研究活動の不正行為が認められた取組について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限等の措置

本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為が認定された者、及び、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

| 不正行為に係る応募制限の対象者 | | 不正行為の程度 | 応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※1) |
|--------------------|---------------------------------------|---------|--------------------------------|
| 不正行為 に関与し た者 | 1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 |

| | | | | |
|--|--------------------------|---|--|------|
| | 2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの) | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | 3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者 | | | 2～3年 |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1～2年 |

【※1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。】

(5) 競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している競争的資金制度※及び他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助金において申請資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業について、平成25年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成24年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

【HPアドレス】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/12ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、取組を実施した場合には、「補助金の交付をしないこと」

や、「補助金の交付を取り消すこと」があります。

(7) 繰越について

事業の進捗に伴い、計画に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省及び(独)科学技術振興機構のホームページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ホームページで周知します。

※本事業は、平成25年度予算の成立(国会承認)を前提とし、予算状況により変わる場合がありますのであらかじめご了承ください。

【ホームページURL】(公募情報、公募要領のダウンロード等)

(独)科学技術振興機構：<http://www.jst.go.jp/shincho/koubo/index.html>

<事業内容全般に関する問い合わせ>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課基礎人材係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ先>

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ5階

(独)科学技術振興機構 科学技術システム改革事業推進室 審査担当

電話：03-5214-7521(代)

E-mail：stsr@jst.go.jp

<e-Radにおける研究機関、研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ先>

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク

電話：0120-066-877 (午前9:00~午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

(別表-1)

・テニユアトラック教員の研究費

| 費目 | 種別 | 備考 |
|-------|--|---|
| 設備備品費 | | 設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。 |
| 人件費 | | 雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。 ※テニユアトラック教員人件費は、個人選抜の場合にのみ補助の対象となります。 |
| 事業実施費 | 消耗品費 | 設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。 |
| | 国内旅費 | 国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。 |
| | 外国旅費 | 外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。 |
| | 外国人等招へい旅費 | 外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。 |
| | 諸謝金 | 外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。 |
| | 会議費 | 学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については、補助金からは支出できません。 |
| | 通信運搬費 | 物品の運搬、データ通信に係る経費。 |
| | 印刷製本費 | 資料等の印刷、製本に係る経費。 |
| | 借損料 | 会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。 |
| | 雑役務費 | データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。 |
| 光熱水費 | 本事業に係る研究の遂行上必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、本補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。 | |

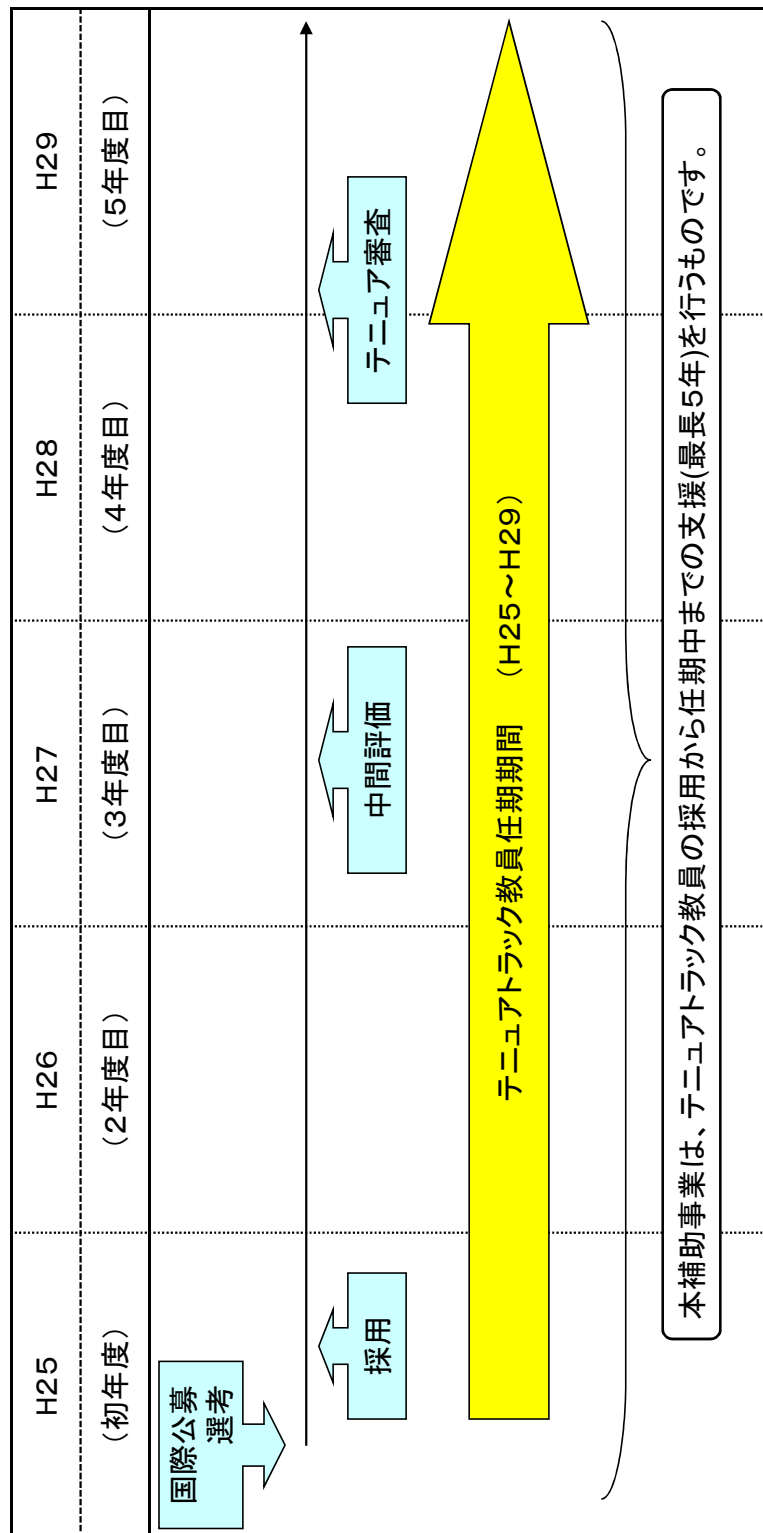
(別表-2)

・ テニユアトラック制実施のための経費

| 費 目 | 種 別 | 備 考 |
|-------|--|---|
| 設備備品費 | | 設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。 |
| 人件費 | | 雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。 ※テニユアトラック教員の人件費には充当できません。 |
| 事業実施費 | 消耗品費 | 設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。 |
| | 国内旅費 | 国内での出張に係る経費。テニユアトラック教員採用等のための国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。 |
| | 外国旅費 | 外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。 |
| | 外国人等招へい旅費 | 外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。 |
| | 諸謝金 | テニユアトラック教員採用等のための外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の会議出席謝金。講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。 |
| | 会議費 | テニユアトラック教員採用等のための委員会（学外者を含めたもの）の開催（会場（機器）借料等）に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については、補助金からは支出できません。 |
| | 通信運搬費 | 物品の運搬、データ通信に係る経費。 |
| | 印刷製本費 | 資料等の印刷、製本に係る経費。 |
| | 借損料 | 会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。 |
| | 雑役務費 | テニユアトラック教員採用のための公募に係る広告費等役務の提供に係る経費。 |
| 光熱水費 | テニユアトラック制実施により必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、本補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。 | |

本事業における補助対象期間の考え方

＜H25年度に採用予定の場合(例)＞



補助対象の考え方

<A大学a部局等(例)>

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | B教員 | | | | テニユア審査 H29年に審査後テニユアポストに移行 | H29年に審査後テニユアポストに移行 |
| | | C教員 | | | | テニユア審査 H30年に審査後テニユアポストに移行 |
| | | D教員 | | テニユア審査 H28年に審査後テニユアポストに移行 | | |
| ※H27年度以降の採用予定計画は、今回の選定の対象とはなりません。 | | | | | | |
| H25年度採用予定計画(採用予定者3名) | B教員 | 600万円 | - | - | - | - |
| | C教員 | 900万円 | 600万円 | - | - | - |
| | D教員 | 900万円 | 600万円 | - | - | - |
| 120万円 | 120万×1名 =120万円 | 120万×3名 =360万円 | 120万×2名 =240万円 | - | - | - |
| | 500万円 | 500万円 | 500万円 | 500万円 | 500万円 | - |
| テニユアトラック制実施のための経費 | B教員 | テニユアトラック期間(最長5年間) | | | | |
| | C教員 | 500万円 | 500万円 | 500万円 | 500万円 | 500万円 |
| | D教員 | 500万円 | 500万円 | 500万円 | 0円 | - |
| | 補助金交付額 | 500万円 | 500万円 | 500万円 | 500万円 | 500万円 |

別紙2

任期中でテニユアポストに移行した場合は、翌年度から500万円は交付されない。(最長5年間)

人数の多寡に関わらず、1機関当たり500万円/年を交付

※H26年度公募申請により「b部局1名」とした採用計画が選定されても交付額は1機関当たり最大500万円/年となります。
※表中の補助経費については上限額を記載しております。